

男 川 浄 水 場 更 新 事 業
事業契約書（案）に関する質問への回答

平成 24 年 5 月 28 日

岡崎市水道局

№	資料名	該当箇所						タイトル	事業契約書（案）の質問	回 答
		頁	項							
1	事業契約書（案）	4	5条	1				本契約の期間	本契約は、・・・平成45年1月31日に終了すると記載されてますが、入札説明書（8頁2.(9) 事業スケジュール）にて、民間事業者の提案により竣工時期や引渡時期が期限よりも早期になる場合は、維持管理期間（場外施設等維持管理業務を含む）の開始時期を男川浄水場の引渡日の翌日とし、維持管理期間は15年間（180箇月）とすると記載されますので、本条項の契約期間についても同様と考えていいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	事業契約書（案）	4	5条	2				事業内訳書及び詳細事業日程表の作成	提案書の記載内容との整合は必要でしょうか。	ご理解のとおりです。
3	事業契約書（案）	4	5条	2				事業内訳書及び詳細事業日程表の作成	事業費内訳書及び詳細事業日程表については、提案書記載のものと整合が必要であり、変更不可と考えますが如何でしょうか。	原則、ご理解のとおりです。
4	事業契約書（案）	4	7条	3				業務の実施	「事業者は、本契約に関し協議が継続中であること又は協議が調わないことをもって、本契約の履行を拒んではならない」とは、どのようなケースを想定されてますでしょうか。	本項は、本契約に規定された業務にかかる事項について、事業者と市が協議を行っている場合であっても、事業者は本契約に従って他の業務を可能な範囲で履行しなければならないことを規定しています。
5	事業契約書（案）	4	7条	3				業務の実施	「本契約に関し協議が継続中であること又は協議が調わないことをもって、本契約の履行を拒んではならない」とありますが、どの様なケースを想定されているでしょうか。	本項は、本契約に規定された業務にかかる事項について、事業者と市が協議を行っている場合であっても、事業者は本契約に従って他の業務を可能な範囲で履行しなければならないことを規定しています。
6	事業契約書（案）	4	8条					遅延損害金	「市又は事業者が、・・・遅延利息をそれぞれ相手方に支払わなければならない」と記載されてますが、事業者の相手方とは下請予定の会社（SPC構成員、SPCの協力企業または協力会社）であり、市の相手方とはSPC（特別目的会社）と考えてよいでしょうか。	市の相手方は事業者で、事業者の相手方は市です。
7	事業契約書（案）	5	9条	1				契約の保証	「事業者は・・・保証を付さなければならない」とありますが、事業者から業務を受託する建設企業による保証も認められるのでしょうか。第9条4項では建設企業による履行保証保険の付保で保証が認められているように拝察致します。	ご理解のとおりです。

№	資料名	該当箇所						タイトル	事業契約書（案）の質問	回 答
		頁	項							
8	事業契約書（案）	5	10条	2				規定の適用関係	前回の事業契約書(案)に関する質問・回答No.5の「入札説明書には、実施方針は含まれませんが、入札公告書1頁に記載がある限度で適用の余地があります。」とは、具体的には、入札説明書p.1に記載の通り、実施方針及び平成24年3月26日公表の質問・回答のうち、入札説明書等に記載のない事項については、本条文において「入札説明書等」と同等に適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	事業契約書（案）	5	10条	2				規定の適用関係	平成24年3月26日公表の事業契約書（案）に関する質問への回答No.7にて、「要求水準書の質問回答は、要求水準書と同位です。」とありますが、要求水準書で示す内容が質問回答と異なった場合（質問回答で修正された内容など）、質問回答が優先されるという理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
10	事業契約書（案）	5	10条	2				規定の適用関係	入札説明書P1「1入札説明書の定義」のなお書き以降において、入札説明書等と「実施方針、実施方針に関する質問・回答及び要求水準書（案）等に関する質問・回答」に相違がある場合は入札説明書等の規定を優先すること、記載がない事項については「実施方針及び実施方針に関する質問・回答、要求水準書（案）等に関する質問・回答」によると記載されています。 従いまして、本項の適用関係の最後に（民間事業者提案の後に）「実施方針及び実施方針に関する質問・回答、要求水準書（案）等に関する質問・回答」の追記をお願いします。又は追記が無い場合でも、入札説明書に記載のとおり、上記の解釈として良いでしょうか。	原文のとおりとします。解釈については、入札説明書1頁の記載のとおりです。

№	資料名	該当箇所						タイトル	事業契約書（案）の質問	回 答
		頁	項							
11	事業契約書（案）	6	10条	2				規程の適用関係	3月26日付事業契約書（案）に対する質問回答NO.7において「本事業に適用されるのは入札公告後の書類」とありますが、同NO.161において、実施方針及び要求水準書（案）に関する質問回答は「入札公告書1頁に記載がある限度で有効」とあることから、3月26日付の質問回答（実施方針、要求水準書（案）、基本協定書（案）、事業契約書（案）に関する質問回答）は、入札説明書1頁記載のとおり、4月6日に公表された「入札説明書等に記載がない事項については有効である」と理解してよろしいでしょうか。また、当該質問回答は、事業契約と共に編綴されるものと理解してよろしいでしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段は編綴は予定しておりません。
12	事業契約書（案）	6	12条	2				受託企業の使用等	市の承諾が要求されていますが、構成員及び協力企業は、貴市が入札参加資格を有していると認めた企業であるため、原則これらの企業への請負・委託については承諾されないことはないと考えてよろしいでしょうか。 また、万一承諾を拒否されることがあるとした場合、それはどのような場合でしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。 後段については、承諾を拒否することは原則としては想定しておりませんが、例えば、構成員又は協力企業が事業契約書第79条第1項第10号に該当する場合は挙げられます。
13	事業契約書（案）	7	14条					業務に従事する作業員の健康診断	定期及び臨時の健康診断を行い、記録を保存しなければなりません。本記録については市に提出しなくてもよいと解釈すればよろしいでしょうか。	本市が求めた場合はご提出頂きます。本市の水道技術管理者の確認が必要となります。
14	事業契約書（案）	7	15条	2				財務書類の提出	半期に係る財務書類とはどのようなものでしょうか。	半期毎に貸借対照表・損益計算書をご提出下さい。
15	事業契約書（案）	7	15条					財務書類の提出	今回、入札説明書p.23「モニタリング」において、「事業者の財務状況を把握する」旨の記載が削除されましたが、財務状況を把握するための本条文も同様に不要と思料いたしますので、本条を削除していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。本市による財務状況の確認は必要と考えます。

№	資料名	該当箇所						タイトル	事業契約書（案）の質問	回 答
		頁	項							
16	事業契約書（案）	8	18条	2				市が実施する業務との調整等	第1項における「本事業に関連して市がその責任及び費用において行う本施設の運営その他の業務」に起因して事業者がスケジュールの調整その他の協力・便宜を行ったことにより事業者の業務に変更が生じることが考えられますが、かかる場合の費用負担を事業者負担することは不合理と考えます。よって、かかる場合に事業者に生じる増加費用、損失又は損害については市の負担としていただけますでしょうか。	原文のとおりとします。
17	事業契約書（案）	8	18条	2				市が実施する業務との調整等	前項(市が行う運営その他業務)の協力及び便宜の提供に要する費用は、「事業者の負担とする」と記載されておりますが、「市と事業者が協議のうえで費用負担を決定すべきではないでしょうか。	原文のとおりとします。
18	事業契約書（案）	9	21条	3				市の請求による要求水準書の変更	この条項は「第1項の通知」のみを対象としているように読めますが、第20条第2項の通知があったが協議が整わない場合については、この条項は適用されないのでしょうか。	ご理解のとおり、本項は第20条第2項の通知のあった場合にも適用されます。本項は修正致します。
19	事業契約書（案）	10	23条					市のモニタリング	モニタリングについては、実施計画書で作成するもの以外には実施されないと考えてよろしいでしょうか。実施計画書以外の実施を行う場合には、想定されているモニタリング内容を御教授願います。	ご理解のとおりです。要求水準書、提案内容に記載されたものについて全て対象になり、必要に応じて事前通知のないモニタリングも実施します。
20	事業契約書（案）	10	24条	2				ユーティリティの調達及び費用	前回の事業契約書(案)に関する質問・回答No.51に「試運転時に発生する脱水ケーキの処分は、有効利用の提案がない場合は本市で対応します。」とある一方、前回の要求水準書(案)に関する質問・回答No.592に「試運転時に発生する脱水ケーキの処分は、既設施設に搬入してください。処分は本市が行います。」とありますので、有効利用の提案の有無にかかわらず、貴市にて処分していただけたとの理解でよろしいでしょうか。	試運転時に発生する脱水ケーキの処分は本市が行います。

№	資料名	該当箇所						タイトル	事業契約書（案）の質問	回 答
		頁	項							
21	事業契約書（案）	10	24条	3				ユーティリティの調達及び費用	平成24年3月26日公表の事業契約書（案）に関する質問への回答No.55の「本市と中部電力との契約単価」をご教示下さい。 提案時の前提条件を統一するため、よろしくお願いします。	中部電力の従量料金（120kwh以下）の17.05円/kwhとし基本料金は、0として下さい。
22	事業契約書（案）	10	24条	3				ユーティリティの調達及び費用	上水等の加入者負担金についても事業者負担と考えてよろしいでしょうか。	加入者負担金は不要です。
23	事業契約書（案）	10	24条					ユーティリティの調達及び費用	機械運転で使用する水道及び電気は無償とするとありますが、ここで言う機械運転とは、脱水機・補機類等の運転にかかるものと解釈すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	事業契約書（案）	10	24条					ユーティリティの調達及び費用	本業務の実施に必要なユーティリティに関して、警備業務で設置する設備やテレメータ設備等の通信費は、市が負担するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	事業契約書（案）	11	25条					第三者に対する損害	「本業務の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、臭気の発生等により第三者に損害が発生したときは、事業者がその損害を賠償する」となっています。事業契約書（案）に関する質問への回答（平成24年3月26日）の11ページ№58において『事業契約書（案）の文言のとおりです』というご回答をいただきましたが、岡崎市工事請負契約約款第28条2項では、「発注者」がその損害を負担する（受注者の善管注意義務が前提ですが）と規定されています。この取り扱いが異なる理由をご教示ください。なお、今回の質問に対して、『契約の文言のとおり』という回答はご容赦ください。	本事業は、通常の工事と異なり、設計・施工の包括契約となっていることが、約款と異なる扱いとして理由となります。

№	資料名	該当箇所						タイトル	事業契約書（案）の質問	回 答
		頁	項							
26	事業契約書（案）	11	25条					第三者に対する損害	「本業務の履行に伴い通常避けることのできない騒音、振動、臭気の発生等により第三者に損害が発生したときは、事業者がその損害を賠償」する、とされておりますが、実施方針(19頁、3(1)イ)にもある通り、それは「事業者の帰責事由による第三者賠償等」を指している、と理解して宜しいでしょうか？ なお、実際そのような事態が発生した場合には、市と協議させて頂けるとの理解で宜しいでしょうか？	前段についてはご理解のとおりです。 後段については、協議は行いますが、リスク分担は原文のとおりです。
27	事業契約書（案）	11	25条					第三者に対する損害	「事業者の本業務の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、臭気の発生等により第三者に損害が発生したときは、事業者がその損害を賠償する。」とありますが、公共工事標準請負契約約款では、「工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない」と規定されております。善管注意義務を怠ったことにより生じたもの以外の「通常避けることができない」理由による損害については、発注者の負担とするようご再考いただけないでしょうか。本事業契約書において、敢えて上記損害を事業者の負担とされる理由をご教示願います。	本事業は、通常の工事と異なり、設計・施工の包括契約となっていることが、約款と異なる扱いとしている理由となります。
28	事業契約書（案）	11	25条					第三者に対する損害	本事業における浄水の製造物責任は、市の責めに帰すべき事由による場合には責市という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	事業契約書（案）	11	25条					第三者に対する損害	本条項は、第三者に発生した損害について、事業者 に帰責事由のある損害に限り、事業者がリスクを負担するとの意味でしょうか。	原文のとおり、事業者の本業務の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、臭気の発生等により第三者に損害が発生したときは、事業者の負担となります。
30	事業契約書（案）	11	第25条					第三者に対する損害	本条項は、事業者に帰責事由がある損害に限り、事業者がその損害を賠償するとの意味で宜しいでしょうか？	原文のとおり、事業者の本業務の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、臭気の発生等により第三者に損害が発生したときは、事業者の負担となります。

№	資料名	該当箇所						タイトル	事業契約書（案）の質問	回 答
		頁	項							
31	事業契約書（案）	12	29条	2				第三者の知的財産権等の侵害	本項但し書きにおきまして、「過失なく知らなかったとき」とありますが、「事業者が」過失なく知らなかったときと解釈されますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	事業契約書（案）	13	32条	2	(1)			監視員	監視員との実務協議内容と、関係者協議会との協議内容とに齟齬があった場合、関係協議会で決定された協議内容が優先され则认为よろしいでしょうか。	基本的に、監視員との協議内容と、関係者協議会との協議内容に齟齬が生じることは想定されません。
33	事業契約書（案）	15	36条					関係者協議会	事業者側から関係者協議会の開催を提案できると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	事業契約書（案）	15	36条					関係者協議会	関係者協議会の構成メンバーは市と事業者のみであり、学識経験者、地元の代表者などは含まないでしょうか。開催頻度はどの程度をお考えでしょうか。	現時点で具体的に想定しているものではありません。
35	事業契約書（案）	15	36条					関係者協議会	市及び事業者で構成する関係協議会は、協議が必要になった場合に行うのでしょうか。それとも、月1回など定期的に行うのでしょうか。	現時点で具体的に想定しているものではありません。
36	事業契約書（案）	15	38条					設計業務	本施設の引渡日とは、設計完了日理解していますが、宜しいでしょうか。	本施設の引渡しは、第58条第1項に規定する引渡しを行う日です。
37	事業契約書（案）	17	43条					用地の管理	事業者により用地の管理責任が発生するのは、いつからでしょうか。	本事業のために事業者が現地調査を開始するなど市が事業者に対して用地の管理を引き渡したときからになります。
38	事業契約書（案）	18	45条	3				近隣対策等	近隣対策等に関する事業者の負担は、「調査、工事及び維持管理に関する住民運動、訴訟、要望等に関するもの」（実施方針「リスクと責任分担」に基づく）という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

№	資料名	該当箇所						タイトル	事業契約書（案）の質問	回 答
		頁	項							
39	事業契約書（案）	20	51条	1				建設業務における第三者の使用等	事業者は、建設企業が本施設の建設業務の一部を第三者に委託し、又は下請負人を使用することを承諾できるものとする、とありますが、ここでいう第三者又は下請負人と、入札説明書12頁（入札参加者の構成等）で定義されている協力会社とはどのような関係となるのでしょうか、ご教示いただきたく、お願いいたします。	本条の第三者又は下請負人は、入札説明書12頁の「協力会社」に該当することになります。
40	事業契約書（案）	22	57条	3				市による完成確認及び市による完成通知書の交付	市は本工事及び工事監理業務の実施に疑義があると認められる時は、本施設を最小限破壊して確認することができる。ただし確認の結果問題がなかったとしても市は一切の責任を負担しない、とされておりますが、実際そのような事態が発生する場合には、市側と協議させて頂けるとの理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
41	事業契約書（案）	23	60条	2				瑕疵担保責任	「前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、本施設の引渡しの日から10年以内に行わなければならない」となっています。事業契約書（案）に関する質問への回答（平成24年3月26日）の19ページ№105において『原文のとおりとします』というご回答をいただきましたが、岡崎市工事請負契約約款第44条2項では、「2年」（ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合は10年です）と規定されております。この取り扱いが異なる理由をご教示ください。また、実施方針への回答（平成24年3月26日）の42ページ№. 276においては、「瑕疵担保期間は2年間としますが、事業期間中の維持管理は適切に行ってください」となっています。なお、今回の質問に対して、『原文のとおり』という回答はご容赦ください。	浄水場は重要な施設であるため、機械・設備を除いて民法上の上限の10年間としました。
42	事業契約書（案）	23	60条	2				瑕疵担保責任	平成24年3月26日公表の実施方針に関する質問への回答№. 276にて「瑕疵担保期間は2年間」とする旨の回答をいただきました。これは回答が貴市の意図するところであり、本項は修正漏れと考えてよろしいでしょうか。	原文のとおりとします。

№	資料名	該当箇所						タイトル	事業契約書（案）の質問	回 答
		頁	項							
43	事業契約書（案）	23	60条	4				瑕疵担保責任	「本施設が第1項の瑕疵により滅失し、又は毀損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又は毀損を市が知った日から1年以内に第1項の規定による権利を行使しなければならない」となっています。事業契約書（案）に関する質問への回答（平成24年3月26日）の20ページ№109において『原文のとおりとします』というご回答をいただきましたが、岡崎市工事請負契約約款第44条5項では、「6月」と規定されております。この取り扱いが異なる理由をご教示ください。なお、今回の質問に対して、『原文のとおり』という回答はご容赦ください。	浄水場は重要な施設であるためです。
44	事業契約書（案）	24	65条					修繕・更新	修繕・更新業務において資本的支出が発生した場合、市は事業終了時に当該資産を買取って頂けるという理解で宜しいでしょうか。また、引取り時の買取金額の算出方法をお示し下さい。	修繕・更新業務については、修繕・更新業務としてサービス対価を支払っているため、別途買取りを行いません。
45	事業契約書（案）	24	65条					修繕・更新	修繕・更新業務において資本的支出が発生した場合、当該資産は事業終了時に貴市の所有物となることが明確なことから、事業期間中における当該資産に係る税金（償却資産税）は免除頂けるという理解で宜しいでしょうか。	修繕・更新業務については、修繕・更新業務としてサービス対価を支払っているため、資産は市の所有物となります。事業者に対する課税はなされないと考えております。
46	事業契約書（案）	25	67条	3				脱水ケーキの有効利用	平成24年3月26日公表の事業契約書（案）に関する質問への回答No.115により、本項の規定は「製品化された脱水ケーキ」に適用されるとされています。製品化前に脱水ケーキをケーキヤードに保管している時点では、所有権は貴市にあり、不可抗力等の理由により脱水ケーキの販売が一時的にできなくなった場合のリスクは、実施方針（リスクと責任分担）に基づき貴市（主負担）・民（従負担）という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	事業契約書（案）	25	67条	6				脱水ケーキの有効利用	脱水ケーキの市場消滅等やむを得ない事情により脱水ケーキ有効利用にかかる部分の契約が解除される場合には、事前に市側と協議させて頂けるとの理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。

№	資料名	該当箇所						タイトル	事業契約書（案）の質問	回 答
		頁	項							
48	事業契約書（案）	28	79条	1	(1)	(4)		市の解除権	平成24年3月26日公表の事業契約書（案）に関する質問への回答No.130にて、事業契約書（案）第79条第1項第1号の規定については、「本号による解除が認められるのは、当該違反により契約の目的が達成することができないと認められる場合に限られます。」とあります。 これについては、同項第1号及び第4号についても同様と考えてよろしいでしょうか。	第79条第1項第1号については、ご質問で引用されている回答のとおりです。同項第4号については、同様の限定はなされません。
49	事業契約書（案）	28	79条	1	(1)			市の解除権	平成24年3月26日公表の実施方針に関する質問への回答No.243では、質問回答より「要求水準の未達については、原水水質の変動に起因する場合についても民間事業者のリスク負担である」と解釈されますが、要求水準書及び添付資料で示される水質の最大値～最小値を超える水質については対象外であり、その場合は事業者のリスクではないとの理解でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	事業契約書（案）	32	85条	2				事業期間の終了時における事業者の責務	事業契約期間が1頁に平成25年1月・日～平成45年1月31日と記述されております。「事業期間終了後1年以内に・・・」は本事業契約自体が終了しておりますので無効とならないのでしょうか。	無効とはなりません。
51	事業契約書（案）	32	85条	2				事業期間の終了時における事業者の責務	実施方針時の事業契約書（案）に関する質問への回答のNO.144に「事業契約書（案）85条2項の・・・修正します。」とありますが、どの部分が修正されたのでしょうか。	85条6項を追加致しました。
52	事業契約書（案）	32	85条	6				事業期間の終了時における事業者の責務	S P Cの解散は、「事業期間終了後1年を経過するまで解散してはならない」とありますが、最長でも平成46年2月1日以後であれば解散可能という理解で宜しいでしょうか？	事業期間が平成45年1月31日に終了した場合は、ご理解のとおりです。

№	資料名	該当箇所						タイトル	事業契約書（案）の質問	回 答
		頁	項							
53	事業契約書（案）	33	89条	1&3	(2)			市による契約解除の効力	(89条1項)市の契約違反により、事業者が契約履行不可能となった場合、(89条3項)政策変更等の理由により本事業が継続不要となった場合、いずれの場合も解除時点における出来形の検査(検査費は事業者負担)を行い、合格した部分の引渡しを市は受ける、とされており。実際上記の事態が発生した際には、貴市と協議させて頂けるとの理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
54	事業契約書（案）	34	90条	1	(2)			法令等の変更又は不可抗力による契約解除の効力	(90条1項)法令等の変更または不可抗力により契約解除となった場合、解除時点における出来形の検査(検査費は事業者負担)を行い、合格した部分の引渡しを市は受ける、とされており。この事態が発生した際には、貴市と協議させて頂けるとの理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
55	事業契約書（案）	37	別紙1	11				下請負人	下請負人と、入札説明書12頁（入札参加者の構成等）で定義されている協力会社とはどのような関係となるのでしょうか、ご教示いただきたく、お願いいたします。	協力会社は下請負人です。
56	事業契約書（案）	38	別紙1	25				定義集	ここでいう「その他一切の資料」とは実施方針及び平成24年3月26日公表の実施方針等に関する質問への回答も含まれないと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	事業契約書（案）	42	別紙3	第1	3			モニタリング実施計画書の作成	モニタリング実施においては、事業者側の考え（市側で実施するモニタリング実施人数や時期・内容等）がベースとなりモニタリングの実施が行なわれると理解していますがよろしいでしょうか。現時点で想定もしくは基準として考えているモニタリング事項や回数等がありましたら、案として公表をお願い致します。	モニタリング実施計画書については事業者が作成し、市と協議して確定します。なお、市で現時点で具体的に想定しているものありません。

№	資料名	該当箇所						タイトル	事業契約書（案）の質問	回 答
		頁	項							
58	事業契約書（案）	43	別紙3	第2	1	(3)	3	業務変更計画書	「本施設の環境の変更等」には、将来の技術革新等により当初計画していた修繕のサイクルタイムが延びる事象も含まれるでしょうか。別紙10で規定されるサービス対価の支払い方法に拠れば、サービス対価Cは四半期毎に実施した修繕業務に応じて支払われますが、業務変更計画書で修繕業務の実施時期を変更できれば、柔軟かつ実情に応じたな修繕業務が可能になると考えます。	ご理解のとおりです。
59	事業契約書（案）	44	別紙3	第2	2	(1)	工	建設業務	モニタリング方法の欄の1行目の左記書類は「要求水準書で示す書類一式」、最下行の左記書類は「切替工事報告書」と理解してよろしいでしょうか。	最下行の「左記書類」は削除致します。
60	事業契約書（案）	48	別紙4					法令等の変更による費用の負担割合	耐震基準の変更、放射能に関する新たな基準の追加は、「本事業に直接関わる法令等の新設・変更の場合」に該当すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、本事業に直接関わる法令等の新設・変更の場合に該当します。
61	事業契約書（案）	49	別紙5	1				不可抗力の定義	「通常予見可能な範囲外のもの」とありますが、不可抗力に該当しない「通常予見可能な範囲内」の人為的事象として、想定されるものをご教示いただけますでしょうか。	通常予見可能な範囲の事故や第三者による損壊等が例として挙げられます。
62	事業契約書（案）	49	別紙5	1				不可抗力の定義	不可抗力とは・・・市及び事業者のいずれにもその責を帰すことのできない事由をいうと有りますが設計・工事期間中の調達金利の変動も不可抗力と考えて良いでしょうか？	ご質問の事由は、不可抗力の事由に該当しないと考えます。
63	事業契約書（案）	49	別紙5	2	(6)			不可抗力による損失及び損害の範囲	事業者の間接損失には、金融機関から融資を受けていた場合に融資契約変更に伴う弁護士費用・金融機関へのエージェンツフィー・ブレイクファンディングコストも含まれるという理解で宜しいでしょうか。	本事業に関してご質問の費用が発生することは基本的には想定しておりません。

№	資料名	該当箇所						タイトル	事業契約書（案）の質問	回 答
		頁	項							
64	事業契約書（案）	49	別紙5	3	(1)			設計・工事期間中の損害分担	本件は地元企業を重視し受託企業として強く求めた案件であり、また審査評価すると理解しています。コンソーシアムとしても最大限地元への発注額を検討するに当たり当該1％ルールを適用した場合、仮に予定価格の10％の地下工事を受託した地元企業が洪水等で甚大な被害を受けた場合、受託した工事の10％（予定価格の1％相当）までが自己負担で復旧工事となります。地元企業に過度な負担を強いることは地域経済にとって健全ではないと考えます。よって、工事体制を提案し工事金額を明示した場合は、サービス対価Aの1％ルールの但し書きとして受託した工事金額の1％を超えた場合市が負担すると読み替えるとしていただきたい。	原文のとおりとします。
65	事業契約書（案）	50	別紙5	3	(2)	ア		維持管理期間中の損害分担	設計・工事期間中の損害負担が「損害額の累計額に対して」となっている一方で、維持管理運営期間中は「不可抗力の事由1件ごとに、…」とありますが、1%負担となる事象が年間100回発生するとサービス対価が無くなるという解釈でしょうか？	サービス対価は、業務が適正に履行されている限りお支払いします。
66	事業契約書（案）	53	別紙8					保証書の書式（瑕疵担保の保証）	事業契約書(案)に関する質問回答NO.184について確認させていただきます。「受託企業がSPCを組成して工事を請け負う場合は一通の保証書により連帯保証・・・」とありますが、当該保証書を差し入れるのは建設企業のみであり、各建設企業が各1通の保証書を差し入れるように見受けられますが、いかがでしょうか？	建設企業が数社となる場合には、1通の保証書により連名で保証して頂きます。
67	事業契約書（案）	56	別紙10	1				サービス対価の構成要素	サービス対価Aのうち、表内に例示された特別目的会社組成費用等の費用について、出来高の考え方及び当該費用に相当する対価の支払い時期について、ご教示願います。例えば、特別目的会社組成費用は、平成26年度3月末の出来高払い分に100％計上して構わないのでしょうか。それとも90％しか計上できないのでしょうか。	特別目的会社組成費用は100％計上しても構いませんが、支払いは90％になります。
68	事業契約書（案）	56	別紙10	1				サービス対価A	当初の対象業務から「運転切替業務」が削除されましたが、依然としてサービス対価Aに含まれるという理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。

№	資料名	該当箇所						タイトル	事業契約書（案）の質問	回 答
		頁	項							
69	事業契約書（案）	57	別紙10	2	(2)			支払時期	サービス対価Aは、事業の進捗に応じて上限出来高を設定し支払われるとのことですが、本件サービス対価Aの受け渡しに伴うSPCの会計処理に対する法人税法上の取り扱いについては、「延払基準」では無く「工事進行基準」を適用するという理解で宜しいでしょうか。	事業者の会計処理方法は事業者で選択して下さい。
70	事業契約書（案）	57	別紙10	2	(1)			支払方法（表）	工事工程を短縮した提案をした場合、表中のサービス対価B,C,Dの支払時期は、短縮期間に合わせて同程度前倒しスライドされると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	事業契約書（案）	58	別紙10	2	(2)	ア		サービス対価A	事業契約書(案)に関する質問回答NO.199及びNO.202について確認させていただきます。NO.199には「・・・累計支払額と異なる割合の契約後の提案は原則認められません」とあり、NO.202には「（割合を）超過することを禁止しているわけではありません。」とあることから、ご提示の割合と異なる提案は可能だと思料いたしますが、どの程度まで割合が変わってもよいのでしょうか。許容範囲をご教示願います。	各年度の支払額は50億円を上限とします。
72	事業契約書（案）	58	別紙10	2	(2)	ア		サービス対価A	平成24年3月26日公表の事業契約書（案）に関する質問への回答No.202において、「超過することを禁止しているわけではありません。」とありますが、具体的にどの程度超過することは可能でしょうか。SPCの事業収支を検討するにあたり、ご教示願います。	各年度の支払額は50億円を上限とします。
73	事業契約書（案）	59	別紙11	1	(1)			サービス対価A	ここでの「サービス対価A」は別紙10サービス対価の構成要素で規定される「サービス対価A」と同義と解釈されるのでしょうか。その場合、施設整備費に含まれる金利もサービス対価の改定の対象になると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

№	資料名	該当箇所						タイトル	事業契約書（案）の質問	回 答
		頁	項							
74	事業契約書（案）	59	別紙11	2	(1)	イ	(ア)	サービス対価の改定	「1（1）の規定による請求があったときは、本契約に定められた変動前対価と変動後対価との差額のうち、変動前対価の1,000分の30を超える額につき、対価の変動に応じなければならない」となっています。事業契約書（案）に関する質問への回答（平成24年3月26日）の36ページ№204において『原文のとおりとします』というご回答をいただきましたが、岡崎市工事請負契約約款第25条2項では、「1000分の15」と規定されております。この取り扱いが異なる理由をご教示ください。なお、今回の質問に対して、『原文のとおり』という回答はご容赦ください。	1000分の15に変更致します。
75	事業契約書（案）	59	別紙11	2	(1)			物価変動等に基づく改定(その1)	変動率3%は事業者負担が過大であると考えられるため、低減いただけないでしょうか。	1000分の15に変更致します。
76	事業契約書（案）	60	別紙11	2	(1)	イ	(I)	改定方法	「特別な要因」には金利変動は含まれるでしょうか。含まれる場合は金利変動に伴うサービス対価Aの改定方法を具体的に御教示願います。また含まれない場合は金利変動に伴うサービス対価Aの変更を請求する手続きを御教示願います。	金利変動は「特別な要因」には含まれません。金利変動によるサービス対価の変更は想定していません。
77	事業契約書（案）	61	別紙11	2	(2)			物価変動等に基づく改定(その2)	変動率3%は事業者負担が過大であると考えられるため、低減いただけないでしょうか。	1000分の15に変更致します。
78	事業契約書（案）	61	別紙11					サービス対価B	日銀統計サービス価格指数の改定について、先の2005年基準への切替時に2000年基準との非連続性の問題が生じましたが、2010年基準切替時の対応について、現時点での考えをお聞かせ頂けないでしょうか。	旧指標の最終公表時期における旧指標と新指標の比率を計算して新指標に切り替えることを想定しています。
79	事業契約書（案）	62	別紙11	2	(2)	イ	(ウ)	物価変動等に基づく改定(その2)	「改定率<-0.030のとき」の改定の計算式が、サービス対価Aとされていますが、ここはサービス対価B,C,Dが対象ではないのでしょうか。	ご指摘のとおりです。修正致します。

№	資料名	該当箇所					タイトル	事業契約書（案）の質問	回 答
		頁	項						
80	事業契約書（案）	62	別紙11	2	(3)	イ	改定方法	対象施設数の数え方について、具体的にご教示いただけないでしょうか。例えば、物理的に場所が離れていれば必ず個別とする、北斗台低区等の配水場併設ポンプ場は2箇所とする、大規模施設の別系列増設時は1箇所増とする、などの対応指針をご教示ください。	内容に応じて協議します。
81	事業契約書（案）	64	別紙12	第2	3	(2)	減額ポイント	重大な事象とありますが、具体的な事象を数点で良いのでご教示願います。	事業者の事由による浄水場の長期間に渡る運転停止や送水能力未達などです。
82	事業契約書（案）	65	別紙12	第2	3	(3)	減額ポイントの支払額への反映	表中の「減額率の方法」欄に、「20ポイントで0.5ポイントの減額」「60ポイントで21ポイントの減額」とありますが、それぞれ「20ポイントで0.5%の減額」「60ポイントで21%の減額」という意味でしょうか。	ご指摘のとおりです。修正致します。
83	事業契約書（案）	65	別紙12	第3	1		脱水ケーキの有効利用	前回の事業契約書(案)に関する質問・回答No.212に「産業廃棄物とみなされる場合には市と事業者の協議となります。」とありますが、協議の結果「貴市に排出事業者ならびに運搬、処分業者との契約主体を担っていただき、事業者が主体的に全ての実務を代行し係る費用を全額負担する」対応も認められる可能性があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
84	事業契約書（案）	67	別紙12	別表			別表	「重大な事故」とありますが、「重大」の判断基準を具体的にお示しいただけないでしょうか。	事業者の事由による浄水場の長期間に渡る運転停止や送水能力未達などです。
85	事業契約書（案）	67	別紙12	別表			別表	男川浄水場の施設整備業務に対しては、第60条（瑕疵担保）条文等が適用されており、当該業務に起因する事故を直接因果関係のない維持管理費サービス対価の減額ポイント対象とするのは、事業者に少々酷な要件と思料いたしますので、除外していただけないでしょうか。	維持管理期間中にはサービス対価Aは全額支払い済みですので、原文のとおりとします。
86	事業契約書（案）	69	別紙13	2			出資者誓約書兼保証書の様式	「本契約が終了するまでの間、事業者の株式を各保有するものとし」とありますが、当該規定は、出資者間での議決権割合の変更を禁じるものではないと理解してよろしいでしょうか。	構成員間で議決権割合を変更することは、株式の譲渡に該当し、事前に本市の承諾が必要です。